

流山市農業委員会
令和4年第8回
総会議事録

令和4年8月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第8回総会議事録

- 1 期 日 令和4年8月10日(水)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 8番 染谷 一嘉
9番 石井 保
- 5 出席農業委員(委員12名)
 - 1番 矢口 優子
 - 2番 池田 操代
 - 3番 金子 文雄
 - 4番 鈴木 亨
 - 5番 金子 孝博
 - 6番 中嶋 清
 - 7番 小菅 康男
 - 8番 染谷 一嘉
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 小林 常男
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局主査 野口 翔子
事務局主事 小田 嵩
- 11 会議目次
 - (1) 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…… 1
 - (2) 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について …………… 4
 - (3) 議案第29号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について・ 7
 - (4) 議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について・ 8
 - (5) 議案第31号 農地所有適格法人報告書の提出について …………… 10
 - (6) 報告第19号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 11
 - (7) 報告第20号 専決処理の報告について …………… 12

▲開会 午後2時57分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

8番 染谷一嘉委員、9番 石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第31号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第19号「転用許可に伴う工事完了の報告について」と報告第20号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第27号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年8月10日提出

今月の申請は2件です。

始めに、1番の権利者は、流山市おおたかの森西三丁目に所在する法人で、昭和61年に設立されています。

申請がありました土地は、三輪野山五丁目の現況畑1筆 転用面積は504平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は資材置場を整備しようとするものです。

申請理由ですが、権利者は現在、流山市近郊を中心に土木工事業を営んでおりますが、事業の拡大に加え、前面道路拡幅により既存の資材置場が手狭になったことから、今回申請があったものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

続いて、2番の権利者は柏市豊四季に所在する法人で、昭和43年に設立されています

申請がありました土地は、名都借の現況畑1筆 転用面積は1,588平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

申請理由ですが、権利者は現在、貨物運送業を営んでおりますが、車両台数の増加に伴い既存の駐車場が手狭になったため、事業所周辺で用地を求めていたところ、地権者の協力が得られたことから、今回申請があったものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件です。

本案について、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の西約1キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑や住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を整地し、砕石舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、既設の万能鋼板により、隣接地への流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、西側が既存の資材置場、その他は道路用地と駐車場になっています。

次に、資金計画ですが、整備費が110万円。全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当ありません。

続いて、2番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の北西約1.8キロメートルに位置し、周囲は柏市の住宅地に近接しており、学校や資材置場等が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砂利敷きとし、収容台数28台分の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、ブロック2段から3段の土留めを設置し流出を防ぐと共に、法面は30度以下の勾配で成型する計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり申請地周辺につきましては、西側は既存の駐車場、北側は道路を挟んで住宅地、東側と南側は水路となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が約775万円。全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案につきましては許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆**第4番(鈴木委員)** 議案の1番ですが、新橋建設に伴う道路拡幅により既存部分が減少することから隣接地の5条申請と理解しますが、そもそも減少部分は代替地という話などは出なかったのでしょうか。

◎**事務局(染谷次長)** 当該地は、新橋建設に伴う道路拡幅を原因に資材置場利用の面積が減少したことが背景となります。

御質問の減少部分の代替地を探す話等については、事務局では把握しておりません。

◆**水代会長** 当該申請内容は、売買ではなく、賃貸借ですね。

道路拡幅部分に含まれていますか。

◎**事務局(染谷次長)** 既存の資材置場部分は拡幅部分に入っています。

現在の申請地よりも南側の部分については、既に道路拡幅工事が進んでいます。

それでは、当該5条申請の経緯を御説明いたします。

新橋建設に伴いまして、前面道路の拡幅整備に起因するものですが、申請場所については、従前から農地法の手続きを経ず資材置き場として利用していました。

道路拡幅工事の進捗により、既存借地面積が減少するこのタイミングに併せ、農地の状況に復したうえで、当該申請となったという経緯があります。

従いまして、道路拡幅に伴って資材置場面積の縮小はありますが、権利者側も適正な農地転用手続きを行ったというものです。

○**水代会長** 内容はわかりました。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第27号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○**水代会長** 議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の2ページをお開きください。

議案第28号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年8月10日提出

今月の申請は更新が5件です。

始めに、議案の1番の権利者は、松戸市下矢切にお住まいの方で職業は農業です。対象となる農地は、平方の畑3筆 合計面積は3,000平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の2番の権利者は、松戸市下矢切にお住まいの方で、職業は農業です。対象となる農地は平方の畑3筆 合計面積は3,000平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の3番の権利者は、流山市中野久木にお住いの方で、職業は農業です。対象となる農地は平方の田3筆 合計面積は3,093平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の4番と5番は権利者が同一のため、一括して御説明いたします。権利者は、流山市前平井にお住まいの方で職業は農業です。対象となる農地は古間木の畑3筆 合計面積は1,991平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。本件の議案案内図は7ページにございますので、併せて御参照ください。今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子委員長 議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が5件です。

始めに、1番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は53歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、2番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は51歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、3番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとする

ものです。

権利者の職業は農業で、年齢は75歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、4番と5番は権利者が同一のため、一括して報告いたします。

本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は71歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番については、石井委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時20分 石井委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号の3番については、承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時21分 石井委員入室)

○水代会長 これより、本案の1番、2番、4番及び5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号の1番、2番、4番及び5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号の1番、2番、4番及び5番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第29号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第29号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

令和4年8月10日提出

本案の農地につきましては、現在、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておりますが、ここで、20年間の適用期間の満了を迎えますことから、この農地の利用状況の確認について、管轄税務署である松戸税務署から依頼があったものです。

今月の確認対象は3件です。

議案の1番について、対象となった農地の相続人は流山市中野久木にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成14年1月に相続で取得した農地で、平方の畑2筆と中野久木の畑3筆の計5筆 合計4,944.40平方メートルです。

議案案内図につきましては、8ページと9ページにございますので、併せて御参照ください。

議案の2番について、対象となった農地の相続人は松戸市七右衛門新田にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成14年4月に相続で取得した農地で、下花輪の田2筆 合計面積は2,062平方メートルです。

議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

議案の3番について、対象となった農地の相続人は流山市北にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成14年8月に相続で取得した農地で、小屋の田1筆と畑2筆、北の畑1筆の計4筆 合計面積4,430.40平方メートルです。

議案案内図につきましては、11ページと12ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の相続税納税猶予特例農地の利用状況の確認は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子委員長 議案第29号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案につきましては、今回、3件の依頼があり、現地調査を実施し審議を行いました。

始めに、1番の対象農地の現地の状況であります。作付け済みでありました。

また、土地所有者は相続人本人であること、及び、相続人の農業従事となされていることを確認しました。

次に、2番の対象農地の現地の状況であります。作付け済みでありました。

また、土地所有者は相続人本人であること、及び、相続人の農業従事となされていることを確認いたしました。

次に、3番の対象農地の現地の状況であります。耕起・作付け済みでありました。

また、土地所有者は相続人本人であること、及び、相続人の農業従事となされていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審査しましたところ、本案の利用状況の確認については、それぞれ相続人が自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答するという結論に達しました。

以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号について「自ら所有し、自ら農地として使用している」として回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第29号については、自ら所有し、自ら農地として使用している」として、回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第30号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第30号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和4年8月10日提出

今月の願い出は1件です。

申請者は、流山市野々下一丁目にお住いの方です。

申請地は、野々下一丁目の畑1筆 面積は957.65平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父で、その方の死亡を理由に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、13ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子委員長 議案第30号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の南約1.2キロメートルに位置している土地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父で、生前は専業農家として農業に従事していたということです。

しかし、この方が令和2年11月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、全ての農地を耕作することが不可能となったため相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

なお、この方については、申請地の一部は生産緑地として残るため、今後、同じ方の死亡を理由としての、主たる従事者の証明はできない旨申し伝えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第30号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第31号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第31号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年8月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

報告のあった法人は、流山市西深井の法人です。

事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元の様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」を御覧ください。

これは、法人から提出があった報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、令和4年6月15日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所です。この欄を縦にご覧ください。

経営面積は、3.63ヘクタールです。

法人形態は、株式非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売、農作業の受託等です。

売上高は、全体の100パーセントを農業に関する売り上げで占めておりました。

議決権は、議決権を行使できる株の51パーセントが農業常時従事者の株です。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することになっており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は150日以上で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えています。

ので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の14ページから18ページになりますので併せてご参照ください。

御説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

◎金子孝博委員長 議案第31号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第31号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第19号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第19号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年8月10日報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和4年4月の総会で審議がなされ、令和4年4月13日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございます。

本件につきましては、7月1日に石井委員と鈴木委員に現地を御確認いただきました。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第20号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第20号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、5件 7筆 合計面積1,440平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、25件 206筆 合計面積118,322.54平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が5件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が15件、マンションの区分所有が5件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が4件の計25件です。

今月の専決処理の御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時41分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年8月10日

流山市農業委員会長	水代啓司
流山市農業委員会委員	徐谷一喜
流山市農業委員会委員	石井保